

みなべ町申請書作成支援システム導入業務における

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 6 月

みなべ町 住民福祉課

## 1. 適用範囲

この要領は、公募型プロポーザル方式によりみなべ町申請書作成支援システム導入業務の受託者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

目的：住民福祉課窓口で住民に記入いただく申請書や届書等に、マイナンバーカード等の券面事項を利用して氏名、住所等を印字することで、住民が申請書作成する負担を軽減することを目的とする。

- (1) 業務名： みなべ町申請書作成支援システム導入業務(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容： 別添「みなべ町申請書作成支援システム導入業務仕様書」(以下「仕様書」という)のとおりとする。
- (3) 業務期間： 契約締結の翌日から令和8年12月28日まで
- (4) 提案限度額 金1,865,000円(消費税込み)
- (5) その他： 本業務において、主たる部分の再委託は認めない。

## 3. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 公告日において、令和7・8年度のみなべ町競争入札参加資格を有するもの。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 参加申込書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本町から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加申込書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、みなべ町暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) 公告日において、平成28年度から令和7年度までの間に、国または地方公共団体において本業務と同様の実績を1件以上有していること。

※業務実績については、和歌山県下の実績を優先して記載すること。

## 4. 参加申込みと選考スケジュール

公募開始	令和8年6月18日(木)
------	--------------

参加申込書等提出	<p>受付期間：令和8年6月18日（木）午前8時30分から 令和8年7月3日（金）午後5時まで</p> <p>提出方法：（様式1）～（様式3）に必要事項を記入し、持参又は郵送で住民福祉課へ提出すること。（郵送の場合は書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能で必着とする。）</p> <p>※参加資格の確認を行い、令和8年7月7日（火）までに確認の結果を電子メールで通知します。</p>
質問の受付	<p>令和8年6月18日（木）から令和8年6月26日（金）正午までメールにて質問書（様式4）をお送りください。 <a href="mailto:jyumin@town.minabe.lg.jp">jyumin@town.minabe.lg.jp</a></p> <p>※メール以外（電話等）による質問には回答いたしません。 令和8年6月30日（火）までに、電子メールにて回答します。</p>
提案書等の提出について	<p>令和8年7月7日（火）から令和8年7月17日（金）までの午前9時から午後5時までに持参又は郵送で提出すること。（郵送の場合は書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能で必着とする）</p>
プレゼンテーション審査（書類審査）	<p>令和8年7月27日（月）にプレゼンテーション審査の予定です。</p> <p>プレゼンテーションの概要は、提案書の内容の説明及び審査員による質疑応答とし、追加資料の配布等は認めません。</p> <p>ただし、機器の実機を持ち込んでの提案は可能とします。</p> <p>持ち時間は1時間以内とします。</p> <p>プレゼンテーションの順番は住民福祉課が行うくじで決定します。開始時間等の詳細は改めてお知らせします。</p>
結果通知	<p>令和8年7月31日（金）に電子メールにて通知する予定。</p>
契約締結	<p>令和8年8月上旬に契約締結の予定。</p>

## 5. 参加申込時提出

以下の書類を提出すること。

（1）提出書類（提出部数は正本1部）

① プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式1）

- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）

(2) 作成上の留意点

- ① 様式2及び様式3について、1枚に収まらない場合は、複写し使用するものとする。
- ② 3. 参加資格要件(6)に定める業務実績について、最大3件までとしそれぞれ記載する。

6. 提案書等の提出

以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 提案書 (任意様式) (提出部数は正本1部、副本5部)
- ② 見積書 (任意様式) (提出部数は正本1部、副本5部)

(2) 提案書には、以下の内容を記載し提出すること。

- ① 業務の実施方針（業務の目的、内容、適用基準、品質確保）
- ② 実施体制
- ③ 工程計画
- ④ 保守内容
- ⑤ その他(端末の製品情報等)

(3) 見積書（任意様式）

見積書は任意様式とするが、仕様書に記載する内容及び項目と一致させること。

※ 提案限度額を超える見積書は無効とする。

(4) 作成上の留意点

- ① 提案書は、A4版、用紙縦書き、横書き片面印刷、左綴じで製本するものとし必ずページ数を記載すること。
- ② 提案書は、表紙、目次を除き片面印刷5枚以内で簡潔に記載すること。
- ③ 文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。ただし、図表等はこの限りではない。
- ④ 提案書及び見積書の表紙のみ、提案書に関する連絡先として、会社名、所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
- ⑤ その他、提案書及び見積書において、副本のみ会社を特定できる内容は記載しないこと。

7. 評価基準

提案書とプレゼンテーションにより、庁内に設置する選定委員会において審査し、最高得点の者を契約の相手方として特定する。

ただし、最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

また、提案者が1者の場合でも、最低水準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

## 8. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案限度額を越えている場合
- (5) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

## 9. その他注意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用のすべては参加者の負担とする。
- (2) 契約の締結後、本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。
- (3) 参加申込書の提出後、参加を途中で取りやめる場合は、辞退届を提出するものとする。
- (4) 応募者が1者での場合でも、審査基準に照らして選定委員会において総合的に評価を行う。
- (5) 提出された書類等については、提出後の差替え、変更、削除等は認めない。また、提出された書類について、参加者に返還しない。

### 【問い合わせ先(提出先)】

〒645-0002

和歌山県日高郡みなべ町芝742番地

みなべ町役場 住民福祉課 住民係 担当 泰地

電話番号: 0739-72-2161

メールアドレス: jyumin@town.minabe.lg.jp